

旧警戒区域（南相馬市原町区）から避難し、避難中に脳出血で倒れ後遺障害を負った申立人について、脳出血及び後遺障害に対する原発事故の寄与度を5割として、後遺症慰謝料、逸失利益及び将来介護費等が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目	金額	期間
①入院雑費	72,000円	自 23年3月11日 至 23年6月25日
②差額ベッド代	161,144円	
③後遺症慰謝料	7,000,000円	
④逸失利益	10,998,582円	
⑤将来介護費	2,623,474円	
⑥避難慰謝料	1,320,000円	自 23年3月11日 至 24年5月31日
⑦診断書代	15,750円	
⑧一時立入費用	184,000円	
⑨その他費用 （〇〇購入費用）	300,000円	
⑩弁護士費用	680,249円	

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目及び期間についての和解金として、合計金23,355,199円の支払義務のあることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

5 清算

申立人と被申立人は、第1項⑦ないし⑩記載の損害項目（同項記載の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるものの

ほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通ずつを保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年10月11日

（仲介委員 犀川治）